

# 愛知教育大学動物実験規程

〔 2006年12月13日 〕  
規程第75号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、動物の処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号。以下「処分指針」という。）及び研究機関等における動物実験の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）に基づき、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年日本学術会議。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえて、愛知教育大学（以下「本学」という。）において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を定めることにより、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点及び実験に携わる教職員・学生等の安全確保の観点から適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等の利用に供するほ乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 飼養保管施設 実験動物を飼養又は保管する施設をいう。
- (4) 実験室 実験動物に実験的処置を加え又は実験動物の生理的機能等を解析する部屋をいう。
- (5) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、個々の動物実験実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の下で、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 飼養保管基準、処分指針、基本指針及びガイドラインをいう。

## 第2章 適用範囲

### (適用範囲)

第3条 この規程は、本学において、実験動物を用いて実施されるすべての動物実験等に適用する。

(動物実験等の別の機関への委託等)

第4条 学長は、動物実験等を別の機関に委託等する場合は、委託先においても、法及び指針等又は委託先の機関を所轄する省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

### 第3章 組織

(学長の責務)

第5条 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有する。

(学系長の職務)

第6条 各学系の学系長は、動物実験等の実施に関する学長の職務を補佐する。

### 第4章 動物実験委員会

(動物実験委員会)

第7条 学長は、この規程の適正な運用を図り、動物実験計画の審査及び動物実験等の実施結果についての助言等を行うため、動物実験委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### 第5章 動物実験等の実施

#### 第1節 動物実験計画の立案、審査、手続

(動物実験等の計画の立案)

第8条 動物実験責任者は、動物実験計画を立案するに当たっては、次の各号に掲げる事項について考慮しなければならない。

(1) 研究の意義及び動物実験等を必要とする理由を明確にすること。

(2) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により、実験動物を適切に利用することに配慮すること。

(3) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により、実験動物を適切に利用することに配慮すること。

(4) 動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等を行う場合は人道的エンドポイントの設定を配慮すること。

(動物実験計画の申請)

第9条 動物実験責任者は、動物実験等を実施しようとする場合は、あらかじめ前条各号に規定する内容を踏まえた動物実験計画書(様式1)を、所属する学系の学系長を経て学長に提出しなければならない。

2 動物実験計画の動物実験期間が複数年度にわたる場合においては、年度ごとに動物実験計画の継続の申請を行わなければならない。

3 動物実験計画を変更しようとする場合は、動物実験計画の変更の申請を行わなければならない。

4 前2項に規定する申請に係る手続きは、第1項の規定を準用する。

(動物実験計画の審査)

第10条 学長は、前条の規定により提出のあった動物実験計画の審査について、委員会に諮問する。

第11条 委員会は、学長の諮問を受け、提出のあった動物実験計画の、法、指針等及びこの規程への適合について審査し、その結果を学長に報告するものとする。

(動物実験計画の承認等)

第12条 学長は、委員会の報告に基づき動物実験計画の承認の可否を決定し、その内容を申請者に対し通知するものとする。

2 動物実験責任者は、学長の承認が得られた後でなければ動物実験を開始することができない。

第13条 第8条から前条までに規定する動物実験計画の申請及び審査手続に係る必要な事項は、別に定める。

## 第2節 実験操作

(動物実験施設及び設備)

第14条 動物実験責任者は、第20条から第24条に規定する学長の承認を得た施設等において、適切に維持管理された施設及び設備を用いて動物実験等を実施しなければならない。

(動物実験実施者の遵守事項)

第15条 動物実験実施者は、動物実験計画書に記載された事項及び指針等に基づき、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切な麻酔薬、鎮痛剤を使用して動物の苦痛を軽減すること。
- (2) 実験の終了時期(人道的エンドポイントを含む。)を配慮すること。
- (3) 適切な術後管理を行うこと。
- (4) 適切な安楽死の方法を採用すること。

(安全管理に特に注意を払う必要のある動物実験等)

第16条 学長は、物理的、化学的な材料若しくは病原体を取り扱う動物実験等又は遺伝子組換え動物等を用いる動物実験等、安全管理に特に注意を払う必要のある動物実験等を実施する際には、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持並びに遺伝子組換え動物の逸走防止等について特に注意を払わなければならない。

2 動物実験実施者は前項に定める動物実験等を実施する際には、飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう施設等及び設備を保持するとともに、必要に応じ、検査を実施するなどして、実験動物の健康保持に配慮しなければならない。

(実験手技の習得等)

第17条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めなければならない。

2 動物実験実施者は、侵襲性の高い大規模な存命手術の実施に当たっては、経験等を有する者の指導下で行わなければならない。

(動物実験終了後の処置)

第18条 動物実験責任者は、実験終了後の処置に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 動物実験等を終了し、又は中断した実験動物を処分するときは、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与等により、できる限り実験動物に苦痛を与えないよう配慮すること。
- (2) 実験動物の死体、排出物等については適切な処置を講じ、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。

(動物実験等実施結果)

第19条 動物実験責任者は、年度ごとに動物実験実施結果報告書(様式2)を所定の期限までに、所属する学系の学系長を経て学長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において動物実験等を終了又は中止したときは、速やかに学長へ提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定により提出のあった動物実験実施結果報告書に基づき、動物実験実施結果の適正性について、必要に応じて委員会に諮問する。

## 第6章 施設等

### (飼養保管施設の設置)

第20条 動物実験責任者は、実験動物の飼養保管施設を設置する場合、飼養保管施設設置承認申請書(様式3)を、あらかじめ所属する学系の学系長を経て学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、申請のあった飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により承認又は非承認を決定する。

- 3 動物実験責任者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ飼養及び保管を行ってはならない。

### (飼養保管施設の要件)

第21条 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つ構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

### (実験室の設置)

第22条 動物実験責任者は、実験室を設置しようとする場合、実験室設置承認申請書(様式4)を所属する学系の学系長を経て学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、申請のあった実験室を委員会に調査させ、その助言に基づき承認又は非承認を決定する。

- 3 動物実験等は、学長の承認を得た実験室でなければ行ってはならない。

### (実験室の要件)

第23条 実験室は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が執られていること。

### (施設等の維持管理)

第24条 管理者は、施設等及びその設備の適切な維持管理に努めなければならない。

### (施設等の廃止)

第25条 動物実験責任者は、飼養保管施設又は実験室を廃止するときは、飼養保管施設廃止届(様式5)又は実験室廃止届(様式6)を所属する学系の学系長を経て学長に届け出なければならない。

- 2 動物実験責任者は、飼養保管施設を廃止する場合は、必要に応じて飼養保管中の実験動物を他の施設に譲り渡すよう務めなければならない。

## 第7章 実験動物の飼養及び保管

(標準操作手順の作成と周知)

第26条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管の標準操作手順を定め、動物実験実施者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第27条 動物実験実施者及び飼養者は飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入等)

第28条 動物実験責任者は、施設等への実験動物の導入に当たっては、関連法令に従い、発注条件、実験動物の状態、輸送方法等を確認する他、必要に応じて検疫を実施しなければならない。

2 動物実験責任者は、導入された実験動物を動物実験等に供する前に、必要に応じて、適切な馴化期間を設定し、実験動物が新たな環境や実験方法に適応するよう配慮するものとする。

(給餌・給水)

第29条 実験動物管理者、動物実験責任者及び飼養者は、実験動物の施設等への導入時から実験終了時まで、実験動物の状態を詳細に観察し、実験動物の生理、生態、習性等に応じた適切な給餌、給水等の飼育管理を行わなければならない。

(健康管理)

第30条 実験動物管理者、動物実験責任者及び飼養者は、実験動物が動物実験等の目的以外の傷害を受けたり疾病を起こすことのないよう、予防的な健康管理に努めるとともに、これらの傷害や疾病が見られた場合には、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第31条 実験動物管理者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第32条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 実験動物管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、実験動物飼養保管記録(様式7)を作成し、所属する学系の学系長を経て学長に提出しなければならない。

(実験動物の譲渡の際の情報提供)

第33条 動物実験責任者は、実験動物の譲渡にあたり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾患等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第34条 動物実験責任者は、実験動物の輸送にあたり、指針等を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

## 第8章 安全管理

(危害防止)

第35条 管理者等は、実験動物の飼養又は保管に係る危害防止のために、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。

- (2) 人に危害を加える恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。
- (3) 動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等を受けないよう予防し、発生した場合には必要な措置を迅速に講じること。
- (4) 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生防止のため、指針等に基づき必要な事項を定めること。
- (5) 実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が、実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第36条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 管理者等は、地震、火災等の緊急事態が発生したときは、実験動物の保護、及び実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

## 第9章 教育訓練

第37条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、次の各号に掲げる事項について教育訓練を行わなければならない。

- (1) この規程並びに関連法令及び指針等に関する事項
  - (2) 動物実験等及び実験動物の取扱いに関する事項
  - (3) 実験動物の飼養保管に関する事項
  - (4) 動物実験等の安全確保に関する事項
  - (5) 施設等の利用に関する事項
  - (6) その他適切な動物実験の実施に関する事項
- 2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

## 第10章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

第38条 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に本学における動物実験等の指針等への適合性に関し、自ら点検及び評価するとともに、当該点検及び評価の結果について、学外の動物実験等に関し優れた識見を有する者による検証を実施するよう努めなければならない。

- 2 自己点検・評価及び検証に関する事項については、別に定める。

## 第11章 情報公開

(情報公開)

第39条 学長は、本学の動物実験等に関する情報について、年1回以上公開するものとする。

## 第12章 補則

(準用)

第40条 実験動物以外の動物を動物実験の利用に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

(適用除外)

第41条 産業動物の飼養保管や畜産における育種改良を目的とする教育若しくは試験研究，あるいは生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管をする管理者等については，この規程を適用しない。

2 前項に定める動物の飼養及び保管について，実験的処置が含まれる場合は，前項の規定にかかわらず，この規程を適用する。

（雑則）

第42条 この規程に定めるもののほか，動物実験等に関し必要な事項は，委員会の議を経て学長が定める。

附 則

1 この規程は，2006年12月13日から施行する。

2 愛知教育大学動物実験指針は廃止する。

附 則（2007年規程第60号）

この規程は，2007年11月14日から施行する。

附 則（2010年規程第19号）

この規程は，2010年4月1日から施行する。